

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内での取り扱いについては、開発指導課の判断によるものとする。（許可対象に限る。）

開発指導課の許可対象外擁壁については、以下のとおり取り扱う。ただし、高さ 200mm 程度の高低差解消のために CB を利用する場合は、この限りではない。

なお、国土交通大臣認定擁壁を使用する場合は、メーカー仕様に従うこと。

(1) 既存 CB 造擁壁

厚さ 150mm 以上、高さ（擁壁の接する上下の地盤高さの差）600mm（3段）までのもので、設計者が安全と判断したものは、支障がないと認める。

なお、擁壁と塀が CB 造で連続して構成されているものは、令第 62 条の 8 については、擁壁を塀の一部として適用することとする。

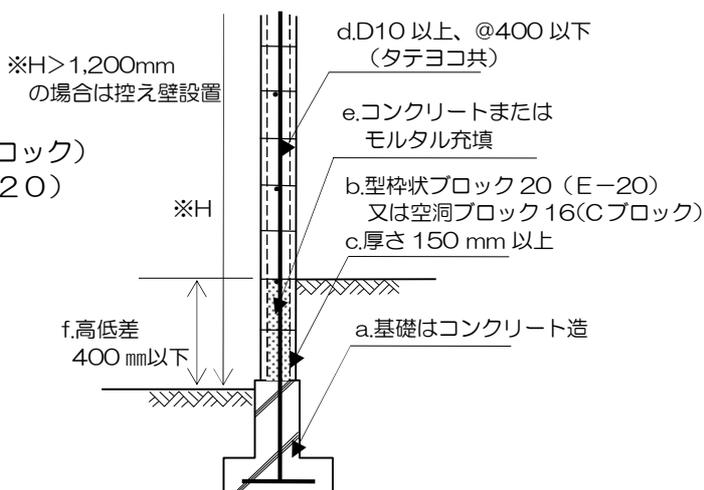
(2) 新設 CB 造擁壁

- ・原則として認めない。ただし、下記の①、②のいずれかによる場合を除く。
- ・耐久性等の観点から、必要なかぶり厚を確保する。

① 建築用 CB（JIS A 5406）を使用する。

この場合、下記の基準に従うこと。

- a. 基礎はコンクリート造
- b. 壁体を空洞ブロック 16（C ブロック）
又は型枠状ブロック 20（E-20）
- c. 厚さ 150mm 以上
- d. D10 以上の鉄筋により縦横共
400mm 以下の間隔で補強
- e. 空洞部にコンクリートまたは
モルタルを充填
- f. 高さ 400mm（2段）まで



※基礎について、配筋、底盤の厚さ、幅等は、地耐力、上部仕様等により算出すること。

※上部に CB 造の塀を設ける場合は、上記（1）と同様、令第 62 条の 8 に適合すること。

② 地盤調査及び構造計算に基づき設置する。

※構造計算に基づく場合でも、原則として① a～e の基準に従うこと。

(3) 既存擁壁（RC 造擁壁、練積擁壁等）上の CB 造擁壁

- ・ 既存は 600mm（3段）まで、新設は 400mm（2段）までのもので、上記（1）及び（2）に準じ、基礎を設けるなどして設計者が擁壁全体を安全と判断したものは、支障がないと認める。ただし、既存練積擁壁直上（※）の新設 CB 擁壁は認めない。※直上：擁壁天端
- ・ 敷地面積が 500 m²を超え、又は既存の擁壁も含めて高さが 1m を超える場合は、開発指導課と協議すること。

関係条文	法第 19 条
参 考	壁式構造関係設計規準集・同解説（メーソンリー編）（日本建築学会）内、コンクリートブロック塀設計基準（2006 年改定）